

社員総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グラミン日本の社員総会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 社員総会の招集

(招集者)

第2条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

(招集の理由)

第3条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に、招集し開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に、招集し開催する。

3 前二項にかかわらず、総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく社員総会を招集し、開催する。

(招集の手続)

第4条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 社員総会の日時及び場所

(2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 社員総会に出席しない正会員が書面よって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 社員総会に出席しない正会員が電磁的方法よって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

① 社員総会参考書類に記載すべき事項

② 特定の時をもって書面による議決権行使の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

③ 特定の時をもって電磁的方法による議決権行使の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

(6) 代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、その事項

(7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

① 役員を選任

② 役員の報酬等

- ③ 事業の全部の譲渡
- ④ 定款の変更
- ⑤ 合併

(招集の通知)

第5条 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の開催日の1週間前までに、正会員に対して、書面又は電磁的記録をもってその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、第4条各号に掲げる事項を記載し又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開催することができる。

第3章 社員総会の議事

(議長)

第7条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議長の権限)

第8条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
 - (1) 正会員の代表者、代理人又はその役職員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
 - (2) 議長の指示又は命令に従わない者
 - (3) 社員総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(社員総会の決議事項)

第9条 社員総会は、定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告及び計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び定款に定める事項

(決議)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第11条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(社員総会への報告事項)

第12条 理事は、法令又は定款に定める事項について、社員総会に報告するものとする。

2 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告するものとする。

(役員の説明義務)

第13条 理事及び監事は、社員総会において、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令及び定款で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した正会員は、前項の議事録に署名又は記名捺印するものとする。

(決議の省略)

第15条 理事が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第16条 理事が、正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 事務局

(事務局)

第17条 社員総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

第5章 雑則

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が定めるものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則 この規程は、令和2年7月20日から施行する。(令和2年7月17日社員総会決議)